

財務省告示第十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年一月九日
 財務大臣臨時代理
 國務大臣 平沼 赧夫

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	種類
利付国庫債券（二十年）（第五十九回）	平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二条第一項及び国債 整理基金特別会計法（明治三十 九年法律第六号）第五条第一項 価格を競争に付して行われる入 札発行	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。	うち、平成十四年度における財 政運営のための公債の発行の特 例等に関する法律第二条第一項 の規定に基づき発行した利付国 債に、ついては、額面金額で四 百三十六億九千二百四十万、 債整理基金特別会計法第五条第 一項の規定に基づき発行した利 付国債に、ついては、額面金額で	額面金額で六千九百九十一億 円	七千四百五十億四千四百七十 五万、十億四千四百七十五万、 五万、一億円及び十億円の六種	円、一億円及び十億円の六種

十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	九	八
七	六	五	四	三						一	
払	者	入	払	元	償	償				利	発
込	札	札	場	利	還	還				初	行
期	参	加	所	金	金	金				期	行
日				支	額	限				利	価
										子	格
										率	日

平成十四年十二月二十日
 額面金額百円につき百円六十五
 銭以上のそれぞれの応募価格
 年一・七パーセント
 平成十五年六月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十三号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年の六月二十日及び十二月二十
 日を支払い期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成三十四年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 国債代理店及び国債元利金支払
 取扱店並びに取扱郵便局
 財務大臣から通知を受けた者
 平成十四年十二月二十日